

薬第 702 号
令和 6 (2024) 年 2 月 2 日

一般社団法人栃木県病院薬剤師会長 様

栃木県保健福祉部薬務課長

麻薬の無免許施用事案の発生に係る注意喚起について(通知)

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、県内において、医師が麻薬施用者免許の有効期限が切れているにもかかわらず、長期にわたり麻薬を施用していた重大な法違反となる事案が発生しました。このような事案はこれまでも散見されており、その都度、注意喚起を図ってきたところです。

本事案は、医師個人が免許の有効期限を把握していなかったことや、免許に係る事務手続きを担っていた医療機関の事務方が免許を適切に管理していなかったことを原因として発生したものと考えられます。

つきましては、麻薬の適正な管理のため、貴会員に対し下記について御周知いただき、同様な事案の未然防止に努めるようお願いいたします。

記

麻薬管理者を設置している医療機関においては、麻薬の適正な管理体制を確立する観点から、適切に免許情報を管理し、無免許による麻薬の施用等が起きないように厳重なチェック体制を構築すること。

温泉・薬物対策担当
TEL:028-623-3119 FAX:028-623-3121
本館 5 階南側 yakumu@pref.tochigi.lg.jp